

運動部活動の地域移行に関する検討会議運営規則（案）

令和 3 年 1 0 月 〇 日

運動部活動の地域移行に関する検討会議設置要綱 5.（2）の規定に基づき、運動部活動の地域移行に関する検討会議運営規則を次のように定める。

（会議の公開）

第 1 条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

- 一 人事に関する事項を議決する場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、本会議が会議を公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

（会議の傍聴）

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、スポーツ庁政策課及び健康スポーツ課（以下「事務局」という。）の定める手続きにより登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、本会議の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- 3 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音しようとするときは、事務局の指示に従わなければならない。
- 4 登録傍聴人は、会議の進行又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
- 5 本会議は、登録傍聴人が、第 2 項の規定による許可を受けず、若しくは第 3 項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、当該登録傍聴人に退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（会議資料の公開）

第 3 条 会議に配布した資料は、公開することとする。ただし、本会議が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合は、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）

第 4 条 事務局は、会議の議事録を作成し、公開することとする。ただし、本会議が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、事務局は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（雑則）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、本会議に諮って定める。

附 則

この規則は、会議の決定の日（令和 3 年 1 0 月 〇 日）から施行する。